

京情審答申第139号
令和元年11月26日

京都府知事
西 脇 隆 俊 様

京都府情報公開審査会
会 長 山 本 克 己

公文書非公開決定（不存在等）に係る審査請求に対する
裁決について（答申）

令和元年7月16日付け元政第106号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開（不存在）とした判断は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 平成30年8月14日、審査請求人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「福知山市が平成30年5月、いじめ問題で同市を相手に係争中の女性原告への対応を巡り、女性からの情報公開請求には慎重に対応することなどを求める文書を作成し、市の関係機関に通知していた」との新聞報道に関して、京都府政策法務課が福知山市の情報公開担当部局を注意したことが分かる文書（以下「請求対象文書」という。）を内容とする公文書の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- 2 平成30年8月21日、実施機関は、本件請求に対して、請求対象文書を保有していないとして公文書非公開決定（不存在等）（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書非公開決定通知書（不存在等）を送付した。
- 3 平成30年10月2日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和元年7月16日、実施機関は、条例第19条第1項の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 「福知山市が平成30年5月、いじめ問題で同市を相手に係争中の女性原告への対応を巡り、女性からの情報公開請求には慎重に対応することなどを求める文書を作成し、市の関係機関に通知していた」との記事が平成30年9月9日付け京都新聞朝刊に掲載されていた。

- 2 情報公開制度は、請求権を有する全ての者に対して同じ対応を行うことが前提であり、1の新聞報道にあるように、情報公開の判断の場に特定個人と行政との関係を持ち込むことは制度の理念を逸脱した行為であるから、上位団体として京都府が福知山市を注意することは当然であって、請求対象文書が存在しない理由はない。

第5 実施機関の説明の要旨

実施機関が、弁明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 情報公開制度における京都府と福知山市との関係について

京都府においては条例の規定に基づき、福知山市においては福知山市情報公開条例（平成14年福知山市条例第24号）の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第2条第8項に規定する自治事務として、それぞれ情報公開制度を運営しており、両者の間には上下・主従の関係は存在しない。

なお、条例第1条では、「この条例において『実施機関』とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、京都府公立大学法人並びに京都府住宅供給公社、京都府道路公社及び京都府土地開発公社（中略）をいう。」と規定されており、福知山市をはじめ他の地方公共団体は、条例による規律の対象とされていない。

2 市町村の自治事務に係る都道府県の関与について

法第245条の2の規定により、普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはないとしている。

この原則のもと、法第245条の4第1項の規定により、都道府県知事は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができるほか、法第245条の6の規定により、都道府県知事は、市町村長の担任する自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該市町村に対し、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとされている。

なお、市町村の情報公開制度の運営に関して都道府県が何らかの関与をすることを具体的に定めた法律又はこれに基づく政令の規定は存在しない。

3 請求対象文書を保有していないことについて

審査請求人のいう福知山市の行為について、実施機関が上述の助言・勧告等の措置を行った事実はない。また、京都府は福知山市の上位団体でもなく、同行為について、実施機関が法律又はこれに基づく政令の規定によらずに助言その他の措置を行った事実もない。

これらのことから、実施機関は請求対象文書を作成しておらず、保有していない。

4 結論

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、本件処分は妥当であるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 審査会の判断理由

1 請求対象文書について

審査請求人が審査請求書において述べている主張によると、審査請求人が公開を求めている公文書は、「福知山市が平成30年5月、いじめ問題で同市を相手に係争中の女性原告への対応を巡り、女性からの情報公開請求には慎重に対応することなどを求める文書を作成し、市の関係機関に通知していた」との平成30年9月9日付け京都新聞朝刊の報道に関して、京都府政策法務課が福知山市の情報公開担当部局を注意したことが分かる文書であると考えられる。

2 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、情報公開制度は、請求権を有する全ての者に対して同じ対応を行うことが前提であり、1の新聞報道にあるように、情報公開の判断の場に特定個人と行政との関係を持ち込むことは制度の理念を逸脱した行為であるから、上位団体として京都府が福知山市を注意することは当然であって、請求対象文書が存在しない理由はないと主張しているものと解される。

(2) 情報公開制度における京都府と福知山市との関係

地方公共団体における情報公開制度は、各団体が条例を制定し、法第2条第8項に規定する自治事務としてそれぞれの団体で運営されているもの

であり、団体間における上下・主従の関係は存在しない。

(3) 市町村の自治事務に係る都道府県の関与

ア 法第245条の2の規定により、普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはないとされている。

イ この原則のもと、法第245条の4第1項の規定により、都道府県知事は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができるほか、法第245条の6の規定により、都道府県知事は、市町村長の担任する自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該市町村に対し、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとされている。

ウ 実施機関に確認したところ、市町村の情報公開制度の運営に関して都道府県が何らかの関与をすることを具体的に定めた法律又はこれに基づく政令の規定は存在しないとのことであった。

エ また、実施機関に確認したところ、審査請求人のいう福知山市の行為について、実施機関が上述の助言・勧告等の措置を行った事実は認められなかった。

オ 更に、京都府は福知山市の上位団体ではなく、同行為について、実施機関には、法律又はこれに基づく政令の規定によらずに同市の情報公開担当部局を注意する権限がなく、また、権限外の行為である注意を行った事実も認められなかった。

(4) (3)エ及びオについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、実施機関の説明を覆し、審査請求人が主張する請求対象文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、請求対象文書については、不存在であると考えることが相当である。

3 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和元年 7月16日	諮問書の受理
令和元年 7月24日	第1回審査会
令和元年 9月19日	第2回審査会
令和元年11月 1日	第3回審査会
令和元年11月26日	答 申